



# 島根県報

令和4年1月28日（金）

第 281 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

換地計画書の縦覧（2件）	（農 村 整 備 課）	2
解除予定保安林（2件）	（森 林 整 備 課）	2
指定施業要件の変更予定保安林	（       "      ）	3
保安林の指定の解除	（       "      ）	4
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（中 小 企 業 課）	4
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見の概要（2件）	（       "      ）	5
土砂災害特別警戒区域の指定の取消し	（砂 防 課）	7

### 【公 告】

基本測量の実施	（技 術 管 理 課）	7
公共測量の実施	（       "      ）	7
開発行為に関する工事の完了	（都 市 計 画 課）	8

### 【特定調達公告】

令和4年度除雪機械の購入に係る一般競争入札の実施	（道 路 維 持 課）	8
--------------------------	-------------	---

### 【教委告示】

島根県指定有形文化財の指定	（文 化 財 課）	11
島根県指定史跡の指定の一部改正	（       "      ）	11

## 告 示

### 島根県告示第44号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和4年1月28日

島根県知事 丸山達也

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
大塚地区	換地計画書の写し	告示の日から21日間	安来市役所

### 島根県告示第45号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和4年1月28日

島根県知事 丸山達也

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
飯南地区（高屋工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	飯南町役場

### 島根県告示第46号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年1月28日

島根県知事 丸山達也

- 1 解除予定保安林の所在場所  
浜田市金城町小国イ864-32からイ864-35まで、イ864-41からイ864-44まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養かん
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

### 島根県告示第47号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年1月28日

島根県知事 丸山達也

- 1 解除予定保安林の所在場所  
浜田市金城町小国イ864-1・イ864-18（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、イ864-16、イ864-36
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

#### 島根県告示第48号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年1月28日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
      - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐は、択伐による。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 島根県告示第49号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和4年1月28日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 解除に係る保安林の所在場所

江津市嘉久志町2371-8（次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

風害の防備

## 3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 島根県告示第50号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和4年1月28日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン斐川 島根県出雲市斐川町大字上直江1321番地外

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

## (3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者名	住 所	代表者名	備 考
(株) イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西 泰明	
(有) 坂根屋	島根県出雲市今市町890番地	坂根 壮一郎	
(株) オカ	島根県出雲市斐川町直江町5381番地2	岡 寛志	
(株) 三城	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	澤田 将広	
(有) おもちやのタマキ	島根県出雲市平田町1319番地29	玉木 輝久	
(株) ナカスカコーポレーション	広島県広島市中区国泰寺町一丁目3番15号	中須賀 賢一	
(有) 泉生花店	鳥取県米子市紺屋町119番地2	泉 司	
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二	
レックス(株)	東京都千代田区平河町二丁目7番5号	藤久保 匡人	
(株) アルツー	島根県松江市北陵町52番地2 ソフトビジネスパーク島根ゆめつくす北陵5号	川島 清志	

(変更後)

小売業者名	住 所	代表者名	備 考
(株) イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西 泰明	
(有) 坂根屋	島根県出雲市今市町890番地	坂根 壮一郎	
(株) オカ	島根県出雲市斐川町直江町5381番地2	岡 寛志	
(株) 三城	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	澤田 将広	
(有) おもちゃのタマキ	島根県出雲市平田町1319番地29	玉木 輝久	
(株) ナカスカコーポレーション	広島県広島市中区国泰寺町一丁目3番15号	中須賀 賢一	
(有) 泉生花店	鳥取県米子市紺屋町119番地2	泉 司	
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二	
レックス(株)	東京都千代田区平河町二丁目7番5号	藤久保 匡人	代表者名錯誤
(株) アルツー	島根県松江市北陵町52番地2ソフトビジネスパーク島根ゆめつくす北陵5号	川島 清志	
岡村 廣志	島根県松江市東出雲町揖屋1987-2	—	令和3年2月28日 入店

## (4) 変更の年月日

上記小売業者一覧表のとおり

## 2 届出年月日

令和4年1月18日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工振興課（出雲市今市町70）

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第51号

令和3年島根県告示第672号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により意見が述べられたので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

令和4年1月28日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

丸合川津店 島根県松江市西川津町612-1

## 2 意見の概要

### (1) 意見の内容

令和3年11月12日付、大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について、隣接居住者として荷捌き施設の位置の修正あるいは、項目中、変更なしとされている荷捌き時間を周辺住民の活動時間と同じ午前7時から午後9時までとするよう変更を求めます。

### (2) 意見を述べる理由

私は、先々代の大正年間から届出店舗の隣接地に居を構えているその後継の居住者です。

変更後の荷捌き場は変更前とほぼ同位置になっております。最近川津店は利用者が増えてきているためか、以前はさほどでもなかった夜間の搬入が、夜の3時4時にもされるようになり、夜陰の静寂を破る騒音に安眠を妨害され、睡眠不足及び睡眠時間の余儀ない変更等、生活・健康に支障をきたしております。

騒音としては、トラックのエンジン音に始まり、側溝のがたつき・荷を下ろす際のドスンという音・カゴ台車のがたつき音・トラックのブザー音などがあります。

店舗の東側には市道がありますが通常交通量が増加してくるのは午前7時半頃です。丸合川津店で荷捌きの多くもその時間以降かと思えます。私としては夜間の荷捌きの必然性は無いと思えますので、せめて社会通念上の活動時間への時間の変更あるいは荷捌き場所位置の変更を要望します。

## 3 縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課（島根県松江市末次町86番地）

## 4 縦覧期間

告示の日から1月間

---

## 島根県告示第52号

令和3年島根県告示第672号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により意見が述べられたので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

令和4年1月28日

島根県知事 丸 山 達 也

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

丸合川津店 島根県松江市西川津町612-1

### 2 意見の概要

#### (1) 意見の内容

ア 荷捌きの時間が現在午前3時から午後9時となっているが、現状は季節により午後11時頃まで作業が行われているため、荷捌き時間を午前7時30分から午後9時までにしてほしい。

イ 荷捌き場所に防音壁等の対処及び荷捌きにおいて防音対策を実施し近隣住民に配慮して欲しい。

ウ 建物北東から北西側において現在目隠し対策が施されていないフェンスが現状使用されている。従業員と視線が気になるため、目隠し及び防音対策されたフェンスに変更して欲しい。

エ 荷捌き場所を建物の北東側の計画から建物南西側へ変更して欲しい。

#### (2) 意見を述べる理由

深夜早朝の荷捌きの際、トラック等大型車のエンジン音、パレットの積み下ろしの際の騒音等により、睡眠を阻害されている状況のため。

### 3 縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課（島根県松江市末次町86番地）

#### 4 縦覧期間

告示の日から1月間

### 島根県告示第53号

令和2年島根県告示第718号で指定された土砂災害特別警戒区域に係る指定を次のとおり取り消したので、告示する。

令和4年1月28日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 取消しに係る市町村の名称

益田市

#### 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び取消しに係る土砂災害特別警戒区域の名称

土石流

五反田B、大道B、多田二組・四組、多田四組、多田五組、七尾C、田倉E、上ノ原C、岡原、大峠B、高畑A、高畑B、下波田C、久保溢B、波田A、長沢町柿原B、馬谷O、本俣賀A、梅月郷E、家下A、花ヶ瀬H、赤松A、赤松B、赤松C、白岩町柿原A、八ヶ瀬B、御所原A、木原B、後溢A、大滝D、小隅A、三界A、隅村C、金山A、木の谷川、千振E、中郷E、後谷、下森川、寺廻D、芭蕉、下組A、赤雁町中郷、大草東上B、大草郷B、仙道下Dノ谷、白木谷ノ谷A、道川F、元組ノ谷A、道川H、下道川上ノ谷C、下道川下ノ谷H、下道川上ノ谷B、下道川上ノ谷A、道川L、道川N、矢尾ノ谷A、コウロク谷川、入江谷川、下江田川、神原谷川、和越谷川、元組E、三葛A、三葛B、小ガラ谷川、ナメラ谷川、石組C、野田ノ谷B、落合A、蔦木川E、栃原B、中村ノ谷E、上内谷川A、石谷川A、中村ノ谷B、谷口C、深山谷川、滝ヶ谷川、持三郎ノ谷、三出原A、三出原B

#### 3 取消しに係る区域

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県益田県土整備事務所及び益田市役所において一般の縦覧に供する。）

## 公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和4年1月28日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 作業種類

基本測量（時空間変位確定測量）

#### 2 作業期間

令和4年1月1日から同年3月31日まで

#### 3 作業地域

島根県全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について農林水産省中国四国農政局中国土地改良調査管理事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年1月28日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和4年1月20日から同年3月14日まで
- 3 作業地域  
益田市

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年1月28日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 開発区域  
安来市植田町字寺輪219番3、220番1、225番1、225番2、226番3  
面積 2,678.14平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
安来市植田町226-10  
社会福祉法人真和會 櫻苑 理事長 永島 載子

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和4年1月28日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 入札に付する事項
  - (1) 件名、数量及び配車先  
ア 除雪グレーダ（3.1m級）2台 雲南県土整備事務所及び浜田県土整備事務所  
イ 除雪ドーザ（14t級、SAブラウ付）1台 雲南県土整備事務所仁多土木事業所  
ウ 除雪トラック（4t級）1台 浜田県土整備事務所  
アからウまでについては、それぞれの入札とする。
  - (2) 入札案件の仕様等  
入札説明書による。
  - (3) 納入期限  
令和5年3月24日（金）
  - (4) 納入場所  
それぞれの配車先の県土整備事務所長又は事業所長が指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
  - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4機械器具類」小分類「(4)産業機器」又は大分類「5車両船舶類」小分類「(1)車両類」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

### 3 入札方法

- (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。  
なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。  
また、入札書に記載する金額には、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及び自動車リサイクル料金を含めないこと。

### 4 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和4年2月28日（月）午後4時までに、島根県土木部道路維持課道路管理グループ（島根県松江市殿町8番地）に入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出した申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

### 5 入札期間、開札の日時等

- (1) 電子調達システムによる入札の期間  
令和4年3月9日（水）午前9時から同月10日（木）午後4時まで（同月9日午後5時から同月10日午前9時までを除く。）
- (2) 書面による入札の日時及び場所等
  - ア 日時  
令和4年3月10日（木）午後4時
  - イ 場所  
島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ
- (3) 開札の日時及び場所
  - ア 日時

令和4年3月11日（金）午前10時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

6 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和4年2月28日（月）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は、次により交付する。

(1) 交付期間

本公告の日から令和4年2月28日（月）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

7 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約希望金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 郵便入札

令和4年3月10日（木）正午までに島根県土木部道路維持課道路管理グループ（島根県松江市殿町8番地）に必着とする。

(6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県（土木部道路維持課道路管理グループ）に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

- a Motor grader with snowplow 3.1m class : 2  
 b Tractor with snowplow 14ton class : 1  
 c Snow removing truck 4 ton class : 1
- (2) Bid tendering date and time : From 9 : 00 a.m. March 9, 2022 to 4 : 00 p.m. March 10, 2022
- (3) Contact point for the notice : Road Maintenance Division, Shimane Prefectural Government, 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan  
 TEL : 0852-22-6046

## 教 育 委 員 会 告 示

### 島根県教育委員会告示第1号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第4条第1項の規定により、次の有形文化財を島根県指定有形文化財に指定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年1月28日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者		
建造物	金森家住宅	一棟	大田市大森町ハ180	金森清俊		
	主屋					
	附 棟札一枚 指図板一枚					
	西土蔵					
附	棟札一枚	一棟	大田市大森町ハ180	金森清俊		
	東土蔵	一棟				
附	棟札一枚	一か所、延べ8.29 m			大田市大森町ハ180	金森清俊
	土堀					

### 島根県教育委員会告示第2号

島根県指定史跡の指定（昭和49年島根県教育委員会告示第12号）の一部を次のように改正する。

令和4年1月28日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

表を次のように改める。

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
史跡	石見銀山御料郷宿田儀屋遺 宅青山家	1所	大田市大森町ハ80	青山照明
同	石見銀山附御料郷宿泉屋跡	1所	大田市大森町ハ180	金森清俊
同	石見銀山代官所同心遺宅柳	1所	大田市大森町イ538-2	柳原章八

	原家			
同	石見銀山代官所地役人遺宅 岡家	1所	大田市大森町ハ56	中村ブレイス株式会社
同	石見銀山代官所地役人遺宅 三宅家	1所	大田市大森町ハ157	三宅美恵子